

見舞金・祝金制度の請求手続きについて

令和4年12月1日

	見舞金		祝金		
	病气入院見舞金	事故通院見舞金	結婚祝金	出産祝金	二十歳祝金
1. 内容	病気の治療を目的として5日以上継続入院したとき	不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したとき	被保険者が結婚したとき	被保険者の子供が生まれたとき	被保険者が20歳になったとき
2. 給付金額	加入口数 5口以下・・・10,000円 加入口数 6口～10口・・・20,000円 加入口数 13口～15口・・・30,000円 加入口数 18口以上・・・50,000円		一律 10,000円	一児につき 一律10,000円	一律 10,000円
3. 給付条件	①共済事業年度（12月1日～翌年の11月30日）において一回を限度とします。 ②共済事業年度更新日（12月1日）にまたがる見舞金請求の場合、翌事業年度の給付対象とします。 ③加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした5日目の日が属する月の加入口数を基準にして見舞金を支払います。 ④61歳での本制度上の加入口数減口については、給付要件を満たした5日目が共済事業年度更新日にまたがる場合、減口前の加入口数を基準にして見舞金を支払います。		出産祝金について、夫婦の両者が被保険者として加入している場合は、夫婦両者それぞれに支払います。また、多胎児の場合、人数分の出産祝金を支払います。  *支払事由発生日とは 結婚祝金・・・婚姻日 出産祝金・・・子供が生まれた日 二十歳祝金・・・20歳の誕生日		
4. 支払わない場合	①病気の治療で入院した日から3年を経過して請求があったとき。 ②その治療のための通院開始日から3年を経過して請求があったとき。 ③事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき。 ④見舞金の給付条件を満たした場合であっても、5日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。 ⑤病气入院見舞金の場合、人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院は給付の対象になりません。 ⑥事故通院見舞金の場合、関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因の通院は対象になりません。		①結婚・出産・二十歳になった日から3年を経過して請求があったとき。 ②事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき。 ③結婚・出産・二十歳祝金の給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。		
5. 提出書類	「病气入院見舞金請求書」 <様式1・2> ただし、診断書、入院証明書もしくは医療機関発行の領収書などの原本もしくは写しで、給付対象となる内容を証明したものを添付した場合は、上記請求書の医療機関記入欄の医師による証明を省略できます。	「事故通院見舞金請求書」 <様式3・4> ただし、診断書、通院証明書もしくは医療機関発行の領収書などの原本もしくは写しで、給付対象となる内容を証明したものを添付した場合は、上記請求書の医療機関記入欄の医師による証明を省略できます。	「祝金請求書」 <様式5・6> 添付書類・・・婚姻日が証明できる次の書類のいずれか。  ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）の原本または写し。 ※「戸籍の附票の写し」は添付書類として認めておりません。 ・結婚受理証明書の原本または写し。	「祝金請求書」 <様式5・6> 添付書類・・・子供の生まれた日が証明できる次の書類のいずれか。  ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）の原本または写し。 ※「戸籍の附票の写し」は添付書類として認めておりません。 ・住民票（続柄記載のあるもの）の原本または写し。 ・母子手帳（母子の記載欄で出生届出済証明がある面）の写し。	「祝金請求書」 <様式5・6> 添付書類・・・生年月日が証明できる次の書類のいずれか。  ・住民票の原本または写し。 ・運転免許証、健康保険証、パスポートなど身分証明書の写し。
6. 支払留保期間	見舞金の給付条件を満たした場合であっても、5日目の日が属する月の月額掛金の入金を確認されていない場合は、入金確認がされた月の翌月10日に支払います。		結婚・出産・二十歳祝金の給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日の属する月の月額掛金が入金されていない場合は、入金確認がされた月の翌月10日に支払います。		
7. 受取人	本給付受取人は、主契約の「給付金・高度障害保険金」の受取人となります。毎年11月に発行する「加入者証兼加入者名簿」の受取人欄をご確認いただき、所定の受取人用の請求用紙で行ってください。 <請求用紙> 「事業主受取」の場合：事業所受取用 「加入者受取」の場合：本人受取用				
8. 支払日	毎月25日までに到着した請求に対して、翌月10日に支払います。（支払日が休日・祝祭日の場合は、翌営業日に支払います）				
9. 支払先	「事業主受取」の場合：掛金振替口座 「加入者受取」の場合：加入者口座				